

申請に関するよくある問い合わせ

補助金概要・補助対象者

Q “宗業”者応援補助金とは何か。

A 宗像市の地域経済の活性化を図るため、宗像市内で創業される方の経費の一部を補助するものです。

Q 補助対象者を教えてほしい。

A 交付申請時と同年度に宗像市内で以下のいずれかに該当する創業を予定している個人、宗像市内で創業後1年未満の個人または会社が補助対象です。個人事業主については、宗像市内に住所を有する（同年度内に住所を有する予定である者を含む）者である必要があります。

<対象となる場合>

- ・事業を営んでいない個人が個人事業主として新たに事業を開始する場合
- ・事業を営んでいない個人が法人として会社を設立し新たに事業を開始する場合
- ・事業を開始し5年以内の個人が会社を設立し事業を開始する場合（法人成り）

Q 特定創業支援等事業はどこで受けることができるのか。

A 宗像市商工会で受けることができます。プログラム受講については、事前にお電話で宗像市商工会にご相談下さい。（宗像市商工会 0940-36-2268）

Q 特定創業支援等事業を受けなければ、“宗業”者応援補助金も受けることができないのか

A 国の特定創業支援等事業を受けていない場合は補助金の受給はできません。

Q 既に会社を経営している場合、新しく会社を立ち上げる時に“宗業”者応援補助金を受ける事はできますか。

A 新たに設立する会社以外に、経営に携わっている会社がある場合は、国の特定創業支援等事業の対象となりません。したがって“宗業”者応援補助金も補助対象外となります。

Q 居住地が宗像市内で、宗像市外で創業する場合は利用できるか。

A 本補助金については、宗像市内創業した方が対象となるため、宗像市外で創業された方は補助対象外となります。

Q 居住地が宗像市外で、宗像市内で創業する場合は利用できるか。

A 本補助金については、市外に居住する方でも、宗像市内に会社を設立すれば補助対象となります。個人事業者の場合は、宗像市内に住所を有する、または当該年度内に住所を有する予定があることが要件となります。したがって、居住地が宗像市外で、宗像市に転居の予定がなければ補助対象外となります。

Q 一般社団法人を設立する場合は補助対象になるか。

A 国の特定創業支援等事業については、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を設立する方が補助対象となるため、一般社団法人及び一般財団法人の設立については補助対象外となります。

そのため、本補助金についても一般社団法人及び一般財団法人の設立については補助対象外となります。

Q 個人事業主だが、法人を設立する場合に利用することは可能か。

A 個人事業の期間が5年を超過せず、法人成りする場合、法人設立後1年以内であれば申請は可能です。

Q 農林漁業者は補助対象になるか。

A 商工業者が補助対象となりますので、本補助金の補助対象外です。

#### 補助対象経費

##### 【経費全般について】

Q 自宅兼事務所で創業しようとしているが、申請できるか。

A 申請は可能です。ただし、備品購入や工事、事務所の賃貸借に係る経費については自宅用と事業用とで明確に区分できる場合のみ補助対象となります。事前にご相談下さい。

Q 補助対象期間に発生した経費はすべて申請できるか。

A 補助対象経費は、補助金の交付決定後に着手(契約・発注)した申請事業に必要な経費で、補助対象期間(3月31日)までに請求・支払いが完了するものです。交付決定前に着手した経費は補助対象になりません。

Q 補助申請時から事業内容、または経費の内訳に変更がある場合、変更申請が必要か。

A 補助申請内容が変更になる場合、変更申請を行っていただく必要があります。変更になる場合は、事前にご相談下さい。

Q クレジットカード払いのものは補助対象になるのか

A 補助対象となります。領収書に加え、クレジットカード利用明細、クレジットカードの銀行からの引き落とし明細が必要です。なお、補助対象期間に銀行からの引き落としまで完了しているものが補助対象となりますのでご注意ください。

##### 【委託費について】

Q 委託費とはどのようなものか。

A 飲食店のメニュー開発や、法人の登記に必要な書類作成委託などです。事業開始後に販売するようなもの(商品)を製造する委託費は補助対象外です。

##### 【工事費について】

Q どのような工事が補助対象になるか。

A 内外装工事、水道工事、設備工事、電気工事などが補助対象になります。自宅兼事務所の場合は事業用として明確に区分できなければ補助対象外となります。

Q 工事の一部を自分で行うが、その材料費は補助対象になるか。

A 材料費は補助対象外です。

Q 自宅の一部を事務所として利用予定だが、トイレを設置する工事費は補助対象になるか。

A 来客があるような業態で開業され、自宅用と分けて、来客者専用で別にトイレを新設される場合は補助対象となります。自宅兼事務所の場合、既存のトイレ改修は補助対象外です。

#### 【備品購入費について】

Q 事務所で利用するパソコンを購入したいが補助対象となるか。

A PC やタブレット、PC 周辺機器、その他自転車や自動車など、汎用性が高い備品は、補助対象外です。

Q 備品のリース費・レンタル費は対象となるか。

A 補助対象は備品購入費に限っており、リース費・レンタル費は補助対象外となります。

Q テイクアウト専門店で創業するが容器や割り箸などは対象か。

A 紙皿やプラスチック容器、お絞り、割り箸など消耗品は補助対象外です。継続して使用できる飲食店で利用する食器などは補助対象となります。

#### 【広報費について】

Q 製造業で創業予定だが、商品パンフレットをデザイナーに委託予定だが、補助対象となるか。

A 補助対象となります。広報誌に掲載する経費、チラシ掲載、のぼりの作成や自社ホームページ作成などを想定しております。

Q WEB上の情報サイト（ぐるめサイトなど）への掲載費用は補助対象となるか。

A 交付決定後の契約であり、補助対象期間内に掲載、支払いが完了するものであれば、補助対象となります。

#### 【事務所の賃借料について】

Q 家賃には敷金・礼金は補助対象に含まれるか。

A 敷金・礼金は補助対象外です。駐車場賃料、共益費、管理費については補助対象となります。

Q 親が所有する物件で賃貸借契約を行い営業を行う予定だが、この賃貸料は補助対象になるか。

A 賃貸借契約の賃貸人が、賃借人の配偶者または1親等以内の親族である場合は補助対象外となります。

Q 家賃の支払いはいつの分が補助対象になるか。

A 交付決定後に発生する経費が補助対象となります。前払いであれば、交付決定前に支払った家賃は補助対象外になります

例：6月家賃を5月25日に払っている。（毎月25日払い）

6月1日に交付決定している場合。

⇒6月1日の交付決定時点で支払い済なので、補助対象外になります。

補助対象期間は3月31日までになりますので、4月分の家賃を3月25日に支払う場合は、補助対象外となります。